



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第233号 令和2年8月21日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|----------------------------|-----------------------------|
| 525 | 歳入の収納の事務を私人に委託した件 | 消費者くらし安全局 動物愛護管理 センター |
| 526 | 土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件 | 農林水産基盤整備局 農山漁村振興課 |
| 527 | 道路の区域を変更する件 | 道路整備課 |

【企業管理規程】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--------------------|------|
| 6 | 川口ダム操作規程の一部を改正する規程 | |

【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|------------------------------------------|------|
| 48 | 公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定した旨の報告があった件 | |

徳島県告示第五百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年八月一日次の事務を一般社団法人大学支援機構に委託した。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

動物愛護「きずなの里」プロジェクトに係る寄附金の収納の事務

徳島県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

星河内土地改良区

二 退任役員及び就任役員

| 役員名 | 退任役員氏名 | 就任役員氏名 | 住 所 |
|-----|--------|--------|---------------|
| 理事 | 坂口義輝 | 坂口義輝 | 徳島市上八万町星河内八二六 |
| 同 | 佐々木成治 | 佐々木成治 | 同 八五三 |
| 同 | 武市慧治 | 武市慧治 | 同 八四〇 |
| 同 | 河上勝夫 | 河上勝夫 | 同 六三六 |
| 同 | 北原征一 | 北原征一 | 同 六三七 |
| 同 | 坂本正美 | 坂本正美 | 同 七一三 |
| 同 | 曾良秀明 | 曾良秀明 | 同 八〇三 |
| 監事 | 佐々木惺司 | 佐々木惺司 | 同 八六四 |
| 同 | 佐々木岩水 | 佐々木岩水 | 同 四五四―五 |
| 同 | 里 邦夫 | 里 邦夫 | 同 五四四 |

徳島県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

| | | | | | | |
|-----|----------|------|-----------------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------------------|
| 2 9 | 整理 番号 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷 地 の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
| | | 徳島環状 | 徳島市川内町平石若宮一 四七番一地先から 同 二 三八番一地先まで | 旧 | 一〇・一〇一・一・六 | 四一・五 |
| | | | 同 | 新 | 一四・八〇一・五・六 | 四一・五 |

徳島県企業管理規程第六号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十一日

徳島県企業局長 市 原 俊 明

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第二十条第二号及び」を「第十九条第二項、第二十条第一項第二号及び第二項並びに」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

2 予備警戒時において、ダム下流河川にて氾濫等の洪水被害の発生（以下「水害」という。）が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

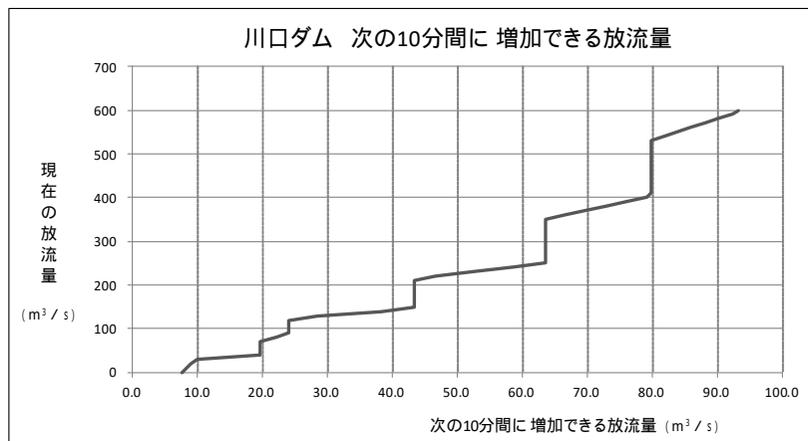
第二十条に次の二項を加える。

2 洪水警戒時において、水害が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

3 第一項第二号の規定は、前項の事前放流について準用する。この場合において、同号中「予備放流水位」とあるのは、「川口ダム事前放流実施要領で定める目標水位」と読み替えるものとする。

別図第二を次のように改める。

別図第二



川口ダム 次の10分間に増加できる放流量

(単位 m³/s)

| 現在の放流量 | 次の10分間に増加できる量 | 現在の放流量 | 次の10分間に増加できる量 |
|--------|---------------|--------|---------------|
| 0.0 | 7.6 | 310.0 | 63.6 |
| 10.0 | 8.2 | 320.0 | 63.6 |
| 20.0 | 9.0 | 330.0 | 63.6 |
| 30.0 | 9.9 | 340.0 | 63.6 |
| 40.0 | 19.6 | 350.0 | 63.6 |
| 50.0 | 19.6 | 360.0 | 66.5 |
| 60.0 | 19.6 | 370.0 | 69.6 |
| 70.0 | 19.6 | 380.0 | 72.8 |
| 80.0 | 22.1 | 390.0 | 75.9 |
| 90.0 | 24.1 | 400.0 | 79.2 |
| 100.0 | 24.1 | 410.0 | 79.8 |
| 110.0 | 24.1 | 420.0 | 79.8 |
| 120.0 | 24.1 | 430.0 | 79.8 |
| 130.0 | 28.4 | 440.0 | 79.8 |
| 140.0 | 38.3 | 450.0 | 79.8 |
| 150.0 | 43.3 | 460.0 | 79.8 |
| 160.0 | 43.3 | 470.0 | 79.8 |
| 170.0 | 43.3 | 480.0 | 79.8 |
| 180.0 | 43.3 | 490.0 | 79.8 |
| 190.0 | 43.3 | 500.0 | 79.8 |
| 200.0 | 43.3 | 510.0 | 79.8 |
| 210.0 | 43.3 | 520.0 | 79.8 |
| 220.0 | 46.5 | 530.0 | 79.8 |
| 230.0 | 52.4 | 540.0 | 81.9 |
| 240.0 | 58.4 | 550.0 | 83.9 |
| 250.0 | 63.6 | 560.0 | 86.0 |
| 260.0 | 63.6 | 570.0 | 88.2 |
| 270.0 | 63.6 | 580.0 | 90.2 |
| 280.0 | 63.6 | 590.0 | 92.3 |
| 290.0 | 63.6 | 600.0 | 93.2 |
| 300.0 | 63.6 | | |

別表第二〇川口ダムの項の項名を「〇川口」と改め、同表〇田野の項中「那賀郡那賀町和食郷字田野22-2」を「那賀郡那賀町大字和食郷字田野263-1」と、「100」を「-」と改め、同表大田井の項中「阿南市大井町松ノ岡40-2」を「阿南市大田井町松ノ岡40-2」と改め、同表加茂谷兼一の項中「阿南市加茂町南不ケ35-1」を「阿南市加茂町不ケ35-1」と改め、同表熊谷の項の項名を「吉井」と改め、同項中「阿南市榎根町津越地先」を「阿南市上大野町尻谷地先」と改め、同表楠田の項及び南島の項中「37」を「55」と改め、同表大京原の項中「阿南市那賀川町大京原287-1地先」を「阿南市那賀川町大字大京原字中屋287-1地先」と改め、同表中島の項中「阿南市那賀川町赤池堤下405」を「阿南市那賀川町赤池字堤下405」と改め、同表大野の項中「阿南市那賀川町中島字汐口1278-1」を「阿南市辰巳町地先」と改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和二年七月十五日から適用する。

徳島県選挙管理委員会告示第四十八号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

| 施設 の 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------|------------------|
| 鳴門市板東南ふれあいセンター | 鳴門市大麻町川崎三九四 |
| 鳴門市旧市民課瀬戸連絡所 | 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式二六六 |